

有機フッ素化合物（P F A S）による汚染源の特定と根本解決を求める意見書

2016年1月、沖縄県が7市町村の45万人に供給されている北谷浄水場の取水源がP F A Sに汚染されていることを明らかにしてから9年が経過した。

さらに、2025年2月、沖縄県が公表した「米軍基地（普天間飛行場）とP F O S等の問題について」では、専門家会議が「汚染メカニズムがおおむね把握されたことから、P F O S等の汚染源は普天間飛行場である蓋然性がさらに高まった」と総括しており、米軍基地が汚染源である蓋然性が高い。

現時点において、国はP F A Sの健康への影響について「国内では健康被害はない」と言っているが、エコチル調査による研究をはじめ、国内でも健康への影響を懸念する研究報告が相次いで発表されている。命の源である「水」は、私たちの生活に欠かせないものである。その命の水がP F A Sに汚染されているにもかかわらず、汚染源が特定できていないことは県民に大きな不安を与えている。加えて、水だけではなく土壌にも汚染が広がり、深刻な状況となっている。

国が「米側に対し、様々な機会を捉えて伝達している」、「政府として、日米合同委員会合意等の枠組が地元の方々の関心に応えられるよう運用されていくことが重要である」と言っていることから、環境補足協定だけでなく1973年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意に基づき、地元自治体の米軍基地内への立入調査の早期実現を強く求める。

現在、P F A Sの低減に有効な高機能粒状活性炭が北谷浄水場で使用されているが、今後は高機能粒状活性炭に係る約16億円の費用に国の補助金が活用できないとされており、費用確保のために水道料金が値上げされるとなると、物価高騰が続く私たち県民の生活はますます苦しくなる。予防原則にのっとり、汚染源として蓋然性の高い米軍基地のP F A Sの除去ができるまでの間、北谷浄水場の高性能粒状活性炭をはじめとするP F A Sの低減や除去等に係る費用を県民に負担させるのではなく、国の責任において解決するよう強く求める。

記

- 1 米軍基地内立入調査を沖縄県や地元自治体と早急に行うこと。
- 2 汚染源を特定し、速やかに根本解決に向けて取り組むこと。
- 3 予防原則にのっとり、汚染源の特定から根本解決までの間、P F A Sの低減や除去等に関しては国が恒常的に費用を負担すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

沖縄県名護市議会

宛先 内閣総理大臣、外務大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、
沖縄及び北方対策担当大臣、外務省特命全権大使（沖縄担当）、沖縄防衛局長